

卒業認定基準

(卒業の認定)

- 1 卒業の認定は、卒業判定会議で審議の上、運営会議の審査を経て、学院長が決定する。
- 2 本学院の教育計画に沿った授業科目に対し、その全ての単位修得の認定を受け、次の条件を全て満たした場合に限り、卒業を認めるものとする。
 - (1) 平素において性行不良なところなど懲戒の対象となるような行いが無く卒業させるに相応しいこと。
 - (2) 第3学年における在学年数が2年以内であること。(ただし、休学期間は在学年数に算入しない。)
 - (3) 定められた期日までに、必要な学費を全額納入していること。
- 3 前項各号のいずれかを欠く場合は、卒業判定会議で審議の上、運営会議の議を経て、学院長が卒業延期の措置を決めるものとする。

※ 性行不良の例（学校教育法第35条）

次に掲げる行為の1または2以上を繰り返し行う

- ・他の学生に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える
- ・教職員に傷害または心身の苦痛を与える
- ・施設または設備を損壊する
- ・授業その他の教育活動の実施を妨げる